

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第9条及び第23条の規定により、役員（理事及び監事）及び評議員、各種委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（常務理事の者）については、報酬、賞与及び退職報奨金を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職報奨金は支給しない。
- 2 退職報奨金は、常勤役員として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職報奨金については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当等については、正規職員及び嘱託職員給与規程に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、費用弁償として旅費を支給する。旅費の額及び支給方法については、千曲市に準ずる。

(本会職員給与との併給)

第5条 本会の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第5の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、正規職員及び嘱託職員給与規程等に準ずる。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、年額によるものは3月に支給する。ただし、会長及び副会長については、前期分としてその半額を9月に、後期分を3月に支給する。また、日額によるものは、その職務の都度、支給する。
- 3 年額の報酬を受ける者が、その年度の中途において選任又は委嘱された場合は、その当月分から、辞職又は死亡した場合には、その当月分まで月割によって計算した額の報酬を支給する。
- 4 前の各項の規定にかかわらず、その年度のうち全く職務に従事しない者には、その年度の報酬は支給しない。
- 5 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の退職手当にあつては、その遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 6 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があつたときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割計算）

- 第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

- 第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

- 第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

- 第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 従前の役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は、平成29年3月31日限りで廃止する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役 職 名	報酬の額
常務理事	月額 178,800円

別表第2（常勤役員等の賞与）

6月の賞与	報酬の月額×1か月分
12月の賞与	報酬の月額×1か月分

別表第3（常勤役員等の退職報奨金算定式）

在任年数×15,000円

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第4（非常勤役員等の報酬）

役 職 名	報酬	
	年額	日額
会 長	480,000円	
副 会 長	150,000円	
理 事		6,300円
監 事		6,300円
評 議 員		6,300円
顧 問		6,300円
支 部 長	30,000円	
心配ごと相談員		3,000円
結婚相談員		4,000円
苦情解決第三者委員		3,000円
評議員選任・解任委員会委員		6,300円
その他の委員等	予算の範囲内で会長が定める額	

※ 理事、監事、評議員、顧問、評議員選任・解任委員会委員でその勤務時間が4時間以内の場合は、日額の半額とする。

別表第5（職員給与との併給）

役 職 名	報酬の額
常務理事	月額 10,000円

